

## 町村合併協議の今後のスケジュール（当面の案による）

### **「任意協議会」及び「法定協議会」における協議**

- 1 阿蘇中部4町村合併推進協議会（任意協議会）の設置（8月1日）
- 2 担当者からなる専門部会の設置（8月28日）
  - ・事務事業の洗い出し
  - ・項目ごとの現況調査の実施（現在実施中、～11月）
- 3 合併協定項目の選定（10月1日予定）
  - ・基礎的事項（合併の方式、合併の時期、新市町の名称等）
  - ・合併特例法に定める協議事項（議員の定数・任期の取り扱い等）
  - ・その他必要な協議事項（特別職の身分の取り扱い等）
- 4 合併協定項目の具体的協議（10月1日から提案）
  - ・合併協定項目の調査・調整案の策定  
専門部会 幹事会 町村長会 協議会（月1回提案、翌月協議）
  - ・現況調査においてSとされたものから早めに提案
- 5 新市町建設計画（基本構想、建設計画）の作成
  - ・基本構想（将来ビジョン）の作成  
企画部会による意見の集約 幹事会 町村長会 協議会
  - ・新市町建設計画の作成  
企画部会（含む財政担当）による意見の集約 幹事会 町村長会 協議会  
県（振興局・本庁）との内協議 本協議 県知事・総務大臣への送付
- 6 法定協議会の設置（当面のスケジュールでは平成15年7月1日）
  - ・設置の準備
  - ・各町村議会での法定協議会設置の議決
  - ・「法定協議会」の設置（規約等の告示、県知事への届出）
  - ・合併特例法第3条によれば、法定協は「新市町建設計画の作成」、「その他市町の合併に関する協議」を行う場であると規定

### **合併の手続き及び合併施行に向けた準備**

- 1 首長による合併の調印
- 2 町村議会での配置分合の議決
- 3 県知事への申請  
（新たな市の設置の場合、都道府県知事による総務大臣との協議・同意を要する）
- 4 県議会の議決、県知事による合併の決定
- 5 県知事による総務大臣への届出、総務大臣による告示  
町村合併は総務大臣の告示により効力を生じる
- 6 合併施行に向けた最終準備
  - ・組織編成、人事の決定 ・事務所の準備  
事務所について改築等が必要な場合は早期着手
  - ・新市町の予算（暫定予算、肉付予算案）の最終調整
  - ・新市町条例規則（専決処分事項）等の最終調整
  - ・新市町開設に向けた住民へ周知
  - ・新市町における設置選挙（首長、議員）の準備
  - ・人事異動内示、閉庁準備

### **合併施行**